

事 務 連 絡

令和 5 年 1 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

ふぐによる食中毒予防の注意喚起について

ふぐの衛生的な取り扱いについては、「フグの衛生確保について」（昭和 58 年 12 月 2 日付け環乳 59 号）により通知しているところです。ふぐについては、適切な取り扱いが為されずに販売等された場合、人の健康に極めて重大な危害を及ぼすおそれがあることから、各自治体におかれては、関係事業者等に対し適切な取り扱いに関する指導・監督、消費者等に対する注意喚起等に努めていただいているところと承知しています。

今般、魚介類販売施設において、未処理のふぐを一般消費者に店頭販売していた事例が報告されたことから、改めて、魚介類販売業をはじめとする関係事業者等に対して、未処理のふぐを一般消費者に販売することがないよう指導の徹底をお願いします。